

**地域ケア会議等から見えてきた主な市域の
課題に対する市の施策について
(令和 6 年度課題)**

〔公開資料〕

令和 7 年度 第 3 回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和 8 年 3 月 25 日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

地域ケア会議等から見てきた主な市域の課題に対する 市の施策について

地域ケア会議等から政策形成につなげる仕組みについて

【地域ケア会議について】

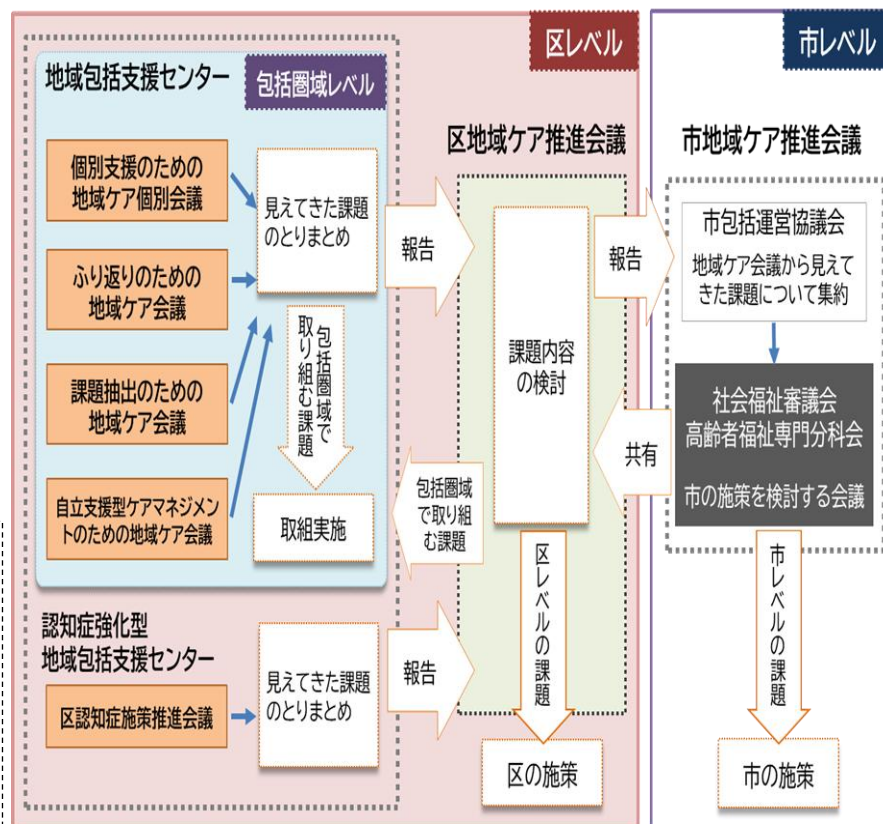
- ・介護保険法第115条の48に規定されている会議
- ・地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援等を行うとともに、地域づくり・施策反映等につなげる。

開催主体	名 称	機 能
地域包括支援センター	個別支援のための地域ケア会議	個別課題解決 ネットワーク構築 地域課題発見 地域づくり・資源開発
	ふり返りのための地域ケア会議	
	課題抽出のための地域ケア会議	
	自立支援型ケアマネジメント検討会議	
区	各区地域ケア推進会議	地域づくり・資源開発 施策反映
福祉局	大阪市地域ケア推進会議	

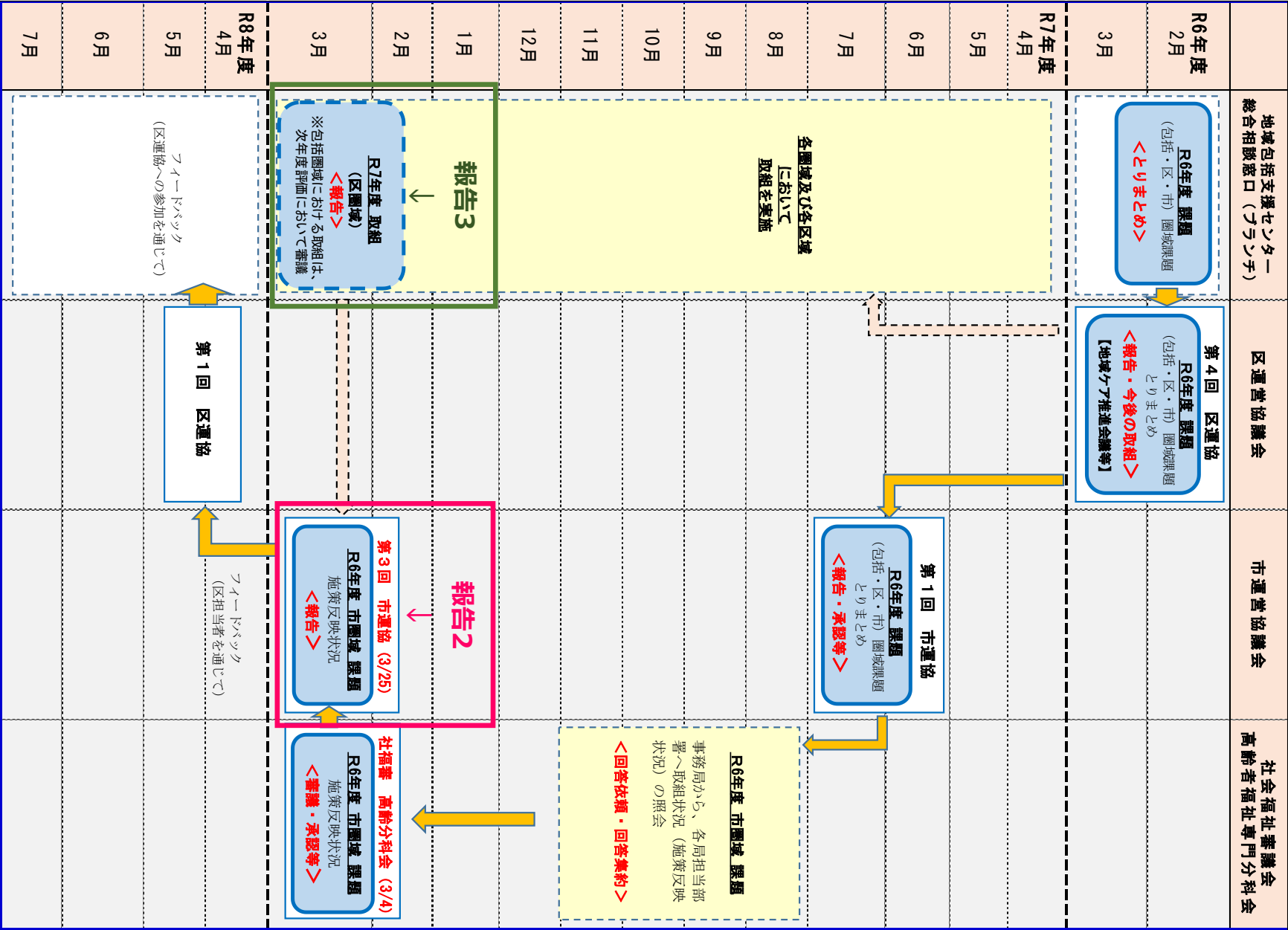
【地域ケア推進会議について】

介護保険法に制度的に位置付けられた「地域ケア会議」のうち、**行政が主催し、地域づくり・資源開発や施策反映の目的・機能を持つもの**である。本市では、地域ケア会議等から見てきた課題を政策形成につなげるために、各区において区の実情に合わせて「区地域ケア推進会議」を開催し、地域課題の取り組むべきレベル(包括圏域・区・市)の検討などを行うとともに、**市レベルで取り組む課題**については、**市地域包括支援センター運営協議会と社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を「大阪市地域ケア推進会議」と位置づけて、施策に反映する仕組みを構築**している。

地域ケア会議等から政策形成につなげる仕組み



「地域ケア会議等から見えてきた課題（市域）」の政策形成に係るサイクル（令和7年度版）



地域ケア会議等から見えてきた課題（市域）に対する取組状況および今後の方針、方向性

主な地域課題			課題解決に向けて必要と考える取組 ＜既存の施策・取組状況＞	＜今後の方針・方向性等＞
複合的な課題を持つ世帯・多様化する課題への支援	複合的な課題を持つ世帯・多様化する課題への支援	① 複合的な課題（認知症、精神疾患、障がい、ごみ屋敷等）を抱える世帯への支援が増加しており、多職種連携が必要である。 ② カスタマーハラスメントやペット（多頭飼育崩壊等）等、課題が多様化している。	関係機関の連携促進 ① 総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）の普及啓発活動の実施。 ① 相談支援機関および区職員等を対象に好事例報告等を行う、事業報告会の開催。 ① 認知症初期集中支援チームによる医療・介護・福祉等の関係機関につなぐ支援。 ① 精神保健福祉分野における精神保健福祉相談員を中心とした連携・調整。	● 相談支援機関等が参画する連絡会や研修会を通じて、つながる場の啓発や事業説明等を実施し、相談支援機関・地域・行政のつながりを深め、分野横断的な連携を促進していく。 ● 複合的な課題を抱える世帯への支援のヒントとなるよう、つながる場で検討された事例のうち、よく見られるケースを集約し、各区に共有していく。 ● 認知症初期集中支援チームによる支援について、つながる場における「複合課題」の対応実績等を踏まえ、対応策等について検討していく。 ● 各区保健福祉センターおよびこころの健康センターの精神保健福祉相談員を中心に地域ケア会議への出席等を通じ、関係機関との連携を促進していく。
			支援者の資質向上、関係者への支援 ① 支援者を対象とした研修の実施。 ① 認知症地域支援推進員による支援困難事例の支援に関する後方支援。 ① 精神科医による専門相談において支援者からの相談にも対応。 ① 総合的な相談支援体制の充実事業において、福祉局内にSVバンクを設置し、必要に応じてスーパーバイザーを派遣するなど後方支援を実施。 －ハラスメントに関する支援－ ② 「介護ハラスメント弁護士相談」窓口の設置。	● 多様化する課題への対応、リスクマネジメント等の各支援機関の役割やニーズに応じた研修を実施し、職員のスキルアップ、支援の質の向上を図っていく。 ● 「介護ハラスメント弁護士相談」窓口等において、介護現場における利用者やその家族からの暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、不当な要求や迷惑行為などに関する相談を受け付け、トラブル収束に向けたアドバイスを行うこと等により、支援者の負担軽減を図る。
複合的な課題を持つ世帯等に関する課題	複合的な課題を持つ世帯等に関する課題	③ 介護者のこだわりや制度の理解不足、介護負担・介護ストレス、介護者の抱え込み等による虐待のリスクがある。 ④ 判断能力が低下し身寄りがいない等の状況から、金銭管理や介護保険サービスの契約行為等に支援が必要な高齢者がいる。 ⑤ あんしんさばーと事業や成年後見制度の利用につながるまでの間、金銭管理を担う機関や制度がない。	多様化する課題への理解・啓発の促進 －ハラスメント関係－ ② 大阪府が設置している介護事業所の無料相談窓口の周知、事業所・利用者・家族へのチラシによる啓発。 －多頭飼育関係－ ② 適正飼育の啓発を目的とした、高齢者が動物を飼養する場合の注意事項に関するリーフレットの作成および啓発。 ② 飼い主に万が一のことがあった場合に備え、「ペットもしもの安心カード」の利用啓発。（ペットの預け先をあらかじめ決めておき、カードに記載し携帯する） ② 多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊去勢手術助成事業の実施。	● 大阪府と協力し、大阪府の取組について事業所に広く周知していく。 ● 関係機関連携のもと、地域の情報を集約し、周知、啓発を行い、適正飼育、多頭飼育崩壊防止の啓発強化を図る。
			介護者の負担軽減、理解促進、普及啓発 ③ ④ ④ 認知症初期集中支援チームによる医療機関や福祉・介護の関係機関につなぐ支援の実施。 ③ 家族介護支援事業において在宅介護に関する講演会や介護者同士の交流会を開催。 ③ 認知症アプリ・ナビにおいて、認知症の症状や介護、相談窓口に関する情報を発信。 ③ 虐待防止に関するリーフレットや高齢者虐待防止ハンドブックによる啓発活動。	● 認知症や障がいがある方の意思決定支援・支援者の円滑な連携等に関連した研修等を実施する。 ● 地域ケア会議等の課題・地域住民のニーズを踏まえて、家族介護支援事業において講演会や交流会などの取組を実施、家族介護者の介護負担の軽減や心身のリフレッシュ促進、地域住民の認知症等の理解促進に努めていく。 ● 介護ストレス、抱え込み等の解消に向けて、様々な媒体を通じて相談窓口・必要な情報発信、周知を図っていく。 ● 高齢者虐待への早期介入のため、地域住民はじめ、関係機関に対する虐待通報の重要性、通報窓口等の周知徹底を目的とした普及啓発を継続して実施していく。
権利擁護支援	権利擁護支援		円滑な制度利用に向けた取組の推進 ④ 成年後見制度に係る後見等開始の審判において、同時多発的な対応が必要な場合、申立準備の一部を専門職へ依頼できる体制の構築。 ④ 成年後見制度に係る申立関連事務マニュアルの整備。 ④ 区役所関連業務担当者を対象とした研修実施等による申立事務の支援。 ⑤ あんしんさばーと事業（日常生活自立支援事業）の体制の整備、維持等に向けた後方支援。 ⑤ 審判までの期間の短縮等につなげるため、「成年後見人候補者検討会議」を週1回開催。	● 成年後見申立事務の後方支援、関連事務手順の見直しなどによる、事務の効率化を図っていく。 ● 既存の取組に努めながら、現在国において成年後見制度の見直し等について検討されているところであり、その動向を注視する。 ● 関係機関の役割やニーズに応じた研修を実施、職員のスキルアップ、支援の質の向上を図っていく。 ● 身寄りのない高齢者等への対応（日常生活支援、手続支援、死後事務支援）については、国において今後の施策の方向性について議論が進められているところであり、本市としても、引き続き国の動向を注視するとともに、方向性が示された際には速やかに取組を検討していく。

地域ケア会議等から見えてきた課題（市域）に対する取組状況および今後の方針、方向性

主な地域課題			課題解決に向けて必要と考える取組 ＜既存の施策・取組状況＞	＜今後の方針・方向性等＞
複合的な課題を持つ世帯等に関する課題	孤立する高齢者に関する支援	⑥身寄りのない高齢者、近親者がいない高齢者が社会とつながる場が乏しい。 ⑦集合住宅が多く、単身世帯、高齢者世帯が多い。社会とのつながりが少ない、親族等の協力者がいないため孤立し、早期発見が難しい。 ⑧身寄りのない高齢者に支援が必要になっても情報が入りづらく発見の遅れや、緊急時の連絡先が不明な場合が多く、包括的な支援が困難である。 （医療、介護、福祉等の関係機関が保有する情報の共有が困難） ⑨家族と疎遠であったり、キーパーソンがいない高齢者も多く、地域住民等が認知症等に気づいても相談窓口につながるまで時間がかかったり、支援につながらないことがある。	社会とつながる場（社会資源）の創出 ⑥生活支援コーディネーターによる支援ニーズや地域資源の把握、担い手の養成等によるネットワーク構築、不足するサービスの創出に向けた活動の実施。 関係者の資質向上、支援ネットワークの構築 ⑦各区社会福祉協議会「見守り相談室」に配置したコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域が行う見守り活動の支援。 ⑦CSWによる社会的な孤立のリスクが高い世帯等へのアウトリーチ活動の実施。 ⑦ライフライン事業者との地域見守りの取組に係る連携協定を締結。 ⑧関係機関の連携促進を目的とした地域包括ケアシステム推進研修の実施。 ⑧⑨認知症初期集中支援チームによる医療機関や福祉・介護の関係機関につなぐ支援の実施。 相談窓口の周知啓発 ⑨本市ホームページや認知症アプリ・ナビを用いた認知症初期集中支援チームや認知症の相談窓口に関する情報発信。 ⑨「認知症に関する相談窓口」を掲載したチラシの作成および各区役所や地域包括支援センターなど関係機関への配架。	●生活支援コーディネーターが支援ニーズや地域資源を把握し、協議体を通じて多様な事業主体との情報共有・連携強化を図りながら、不足する地域資源の開発を行うとともに、住民主体の通いの場を充実するなど、高齢者の社会参加の促進に向けた取組を促進させていく。 ●地域での見守り活動の活性化に向けた支援を行い、日頃から顔の見える関係づくりに取り組むとともに、社会的な孤立のリスクが高い世帯等に対して、CSWがねばり強くコミュニケーションをとり、必要な支援につないでいく。 ●ライフライン事業者との連携等により、支援を必要としている方の早期発見できる体制の充実に努めていく。 ●研修の実施を通じて、孤立のリスクが高い地域への積極的なアプローチや多分野（高齢分野、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉、教育分野）との連携について意識し、知識を深めながら支援者のスキルアップと支援の質の向上を図っていく。 ●認知症の人や認知症が疑われる人を早期に発見し、早期診断・早期支援につなぐため、引き続き認知症初期集中支援推進事業を実施するとともに、事業の円滑な実施のため、認知症初期集中支援チーム等を対象とした研修等を実施しスキルアップを図る。 ●認知症の人の早期発見・早期対応につなげるため、認知症初期集中支援チームをはじめとした認知症に関する相談窓口について、引き続き周知に努める。
		⑩認知症当事者や家族が参加できる居場所の把握や周知が十分ではない。 ⑪認知症に関する正しい知識を広め、認知症の人が、できる限りこれまでの地域生活を継続できる環境づくりが必要である。 ⑫地域住民や家族、本人に認知症への理解が不足しているため、対応方法が分からない。 ⑬元気なうちからさまざまな備えについて意識を持ってもらえるような取組が必要である。 ⑭各世代が認知症を「我が事」として捉える必要がある。そのため若い世代から高齢の世代まで全世代への認知症予防の知識の啓発と認知症予防への取組が必要になる。	認知症に関する理解促進、居場所等の周知 ⑩⑫⑬認知症アプリ・ナビにおいて「ちーむオレンジサポーター」や認知症カフェの情報を発信。 ⑩認知症当事者や家族が参加できる居場所の把握・周知。 ⑫各区認知症強化型地域包括支援センターにおいて区民向けの講座や講演会、相談会等を実施。 ⑬市立学校園が認知症サポーター養成講座の情報を閲覧、講師の派遣申し込みを行うことができるよう、本市教育委員会事務局が運営する情報ネットワーク（OEN）に認知症サポーター養成講座の実施情報を登録。 地域における支援ネットワークの充実 ⑪⑭キャラバン・メイトの養成を行い、認知症サポーターの養成を促進。 ⑪「ちーむオレンジサポーター」が認知症の人が住み慣れた地域で継続的に活動できるよう、認知症の人やその家族を支援する取組を実施。 ⑪「オレンジパートナー（認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等）」が、全ての認知症の人が社会の構成員として、地域で安心して生活できるまちづくりを推進。	●認知症アプリ・ナビや本市教育委員会が運営する情報ネットワーク（OEN）、市民向けパンフレットの活用による相談窓口や認知症サポーター養成講座の情報発信の充実に努め、幅広い世代への普及啓発により一層取り組む。 ●認知症アプリ・ナビを活用して認知症の人や家族等が参加できる「ちーむオレンジサポーター」や認知症カフェ等の居場所の情報を発信するほか、認知症の日・認知症月間などの機会を通じてさらに積極的な周知活動を図る。 ●企業等の従業員や子ども、学生等において認知症サポーターの養成が促進されるよう、様々な世代に向けて周知啓発を図る。 ●全ての認知症の人が社会の構成員として、地域で安心して生活できるまちづくりをめざして、引き続き「ちーむオレンジサポーター」の活動や「オレンジパートナー」の登録を促進する。

地域ケア会議等から見えてきた課題（市域）に対する取組状況および今後の方針、方向性

主な地域課題			課題解決に向けて必要と考える取組 ＜既存の施策・取組状況＞	＜今後の方針・方向性等＞
自立支援・重度化防止に関する課題	自立支援・重度化防止に関する支援	⑩地域活動への参加に躊躇する高齢者（特に男性）への支援が少ない。 ⑩転居、性別、自宅からの距離等の理由により既存の集いの場に参加しにくい人がある。 ⑩住民（若い世代を含む）、専門職ともに重度化防止、自立に向けたモチベーションが希薄である	通いの場等の充実支援、社会資源の創出 ⑩⑪生活支援コーディネーターによる支援ニーズや地域資源の把握、担い手の養成等によるネットワーク構築、不足するサービスの創出に向けた活動の実施。 ⑩生活体制整備事業において、「民間企業が有する資源等の調査」を実施。 ⑩いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操を実施するグループの立ち上げ支援および継続グループに対する専門職派遣の実施。	●生活支援コーディネーターが、多様な事業主体が参画する協議体を通じて情報共有・連携強化を図りながら地域に不足する地域資源の開発を行うなど、より地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実および高齢者の社会参加の促進に向けた取組を促進させていく。 ●「民間企業が有する資源等の調査」により把握した情報を分析し、民間企業等が有するノウハウや資源および地域活動への潜在的な貢献意欲を掘り起こし、生活支援コーディネーターへ連携することで、地域住民とのマッチングや活動の実施に繋げていく。
	専門職のスキルアップ等に関する支援	⑩専門職間における知識・情報・連携体制の強化およびスキルアップ・意識改革が必要である。 ⑩ケアマネジャーやヘルパーの数が足りず、要望やニーズに見合ったサービスをすぐに埋めることが難しい。	関係者の資質向上、取組に向けた支援 ⑩専門多職種が参加する自立支援型ケアマネジメント検討会議を実施。（ケアマネジャーのスキル向上およびスキルの平準化） ⑩リハビリテーションサービス利用の周知・啓発チラシを作成・配布。 ⑩ケアマネジャーのニーズに応じた自立支援・重度化防止に向けたケアプラン作成支援や研修を実施。 自立支援・重度化防止への理解促進、普及啓発 ⑩自立支援型ケアマネジメント検討会議を通じた本人・家族・関係者への啓発。 ⑩認定結果通知（要支援者）に自立支援・重度化防止のチラシを同封。 ⑩地域において健康づくり・介護予防の啓発をする人材育成のための講座（健康づくりひろげる講座）の実施。 ⑩生活機能の向上および社会参加に繋げるため、フレイルリスクが高い高齢者に対し、短期的に複数回専門職を派遣。 ⑩ハイリスク高齢者家庭訪問事業において、本人と実施可能な目標設定を行い、1～2か月後を目途に確認・評価し、社会参加につなげる支援を実施。 ⑩介護予防に関する正しい知識の普及と行動変容に向け、各区で地域特性を反映させた媒体作成や健康講座を開催。 ⑩介護予防の更なる推進「すかいプロジェクト」において、通いの場への参加が少ない男性高齢者向けに、調理トレーニング教室を開催。 ⑩「すかいプロジェクト」における介護予防理解促進事業として、介護予防ガイドブックを作成し、特定の年齢の方への個別配送、関係機関への配布、インターネットでの公開による啓発を実施。	●ケアマネジャーや本人・家族が専門職の助言を取り入れ、より自立支援・重度化防止に向けた理解の高まりにつなげるよう、自立支援型ケアマネジメント検討会議における専門職の関り支援に努めていく。 ●ケアマネジャーを対象としたアンケート結果等を踏まえ、引き続き研修実施など取組の充実に努めていく。 ●要介護者等の生活期におけるリハビリテーション提供体制の充実を図っていく。 ●「すかいプロジェクト」において、介護予防ガイドブックを特定の年齢に限らず、65歳以上の方へ広く配布する等により、さらなる啓発を図るとともに、介護予防に向けた取組を強化していく。
			関係者の資質向上、関係者の支援 ⑩関係者の役割とニーズに応じた研修を実施。 ⑩専門家による処遇困難事例や認知症高齢者支援等の課題に対する助言等の後方支援。 ⑩「ケアマネスキルアップ事業」の実施。 ⑩「生活援助サービス従事者研修」の実施。 ⑩大阪府が実施する潜在的な有資格者の発掘や就業支援への協力。	●専門職のニーズに応じた研修を実施し、スキルアップやモチベーション向上を目指していく。 ●生活援助サービス従事者を養成し、研修修了者が介護の担い手となるよう、引き続き研修を実施していく。 ●将来的な人材不足に対応するため、未経験者も含めた人材確保について、大阪府と協力して取り組んでいく。